平成２６年（フ）第２１２号
茨城県常陸太田市岡田町1585番地の２
債務者　小澤　　勝
1　決定年月日時　平成26年８月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年10月21日まで
水戸地方裁判所

平成２６年（フ）第２２４号
茨城県水戸市元吉田町2652番地の９　デムスハイツ108号
債務者　山田　吉明
1　決定年月日時　平成26年８月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年10月21日まで
水戸地方裁判所

平成２６年（フ）第２３４号
茨城県東茨城郡茨城町大字小鶴1352番地４
債務者　大橋信太郎
1　決定年月日時　平成26年８月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年10月21日まで
水戸地方裁判所

平成２６年（フ）第２４２号
茨城県那珂市菅谷4531番地21
債務者　寺門　正美
1　決定年月日時　平成26年８月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年10月21日まで
水戸地方裁判所

平成２６年（フ）第２４４号
茨城県水戸市元吉田町1328―３　コテロ元吉田、住民票上の住所茨城県常陸太田市小菅町1735番地の１
債務者　宮本紗弥佳
1　決定年月日時　平成26年８月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年10月21日まで
水戸地方裁判所

平成２６年（フ）第２６０号
茨城県笠間市南友部93番地２
債務者　美山　静江
1　決定年月日時　平成26年８月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年10月21日まで
水戸地方裁判所

平成２６年（フ）第７２号
長野市大字安茂里3634番地　小林アパート102号
債務者　上田康男こと　羅　　鐘鉉（ＲＡ　ＪＯＮＧＨＹＵＮ）
1　決定年月日時　平成26年８月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年10月21日まで
長野地方裁判所民事部破産係

平成２６年（フ）第８５号
長野県中野市大字岩船328番地１　ファミール岩船Ｂ―205
債務者　園田　　満
1　決定年月日時　平成26年８月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年10月21日まで
長野地方裁判所民事部破産係

平成２６年（フ）第１１０号
長野県須坂市大字相之島640番地
債務者　望月　雄二
1　決定年月日時　平成26年８月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年10月21日まで
長野地方裁判所民事部破産係

平成２６年（フ）第７７１号
京都府向日市寺戸町梅ノ木７番地の１　メゾン東向日205号室
債務者　関口　裕治
1　決定年月日時　平成26年８月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年10月21日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２６年（フ）第７９７号
京都市南区唐橋南琵琶町５番地
債務者　荒本　亜美
1　決定年月日時　平成26年８月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年10月21日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２６年（フ）第３４号
鳥取県倉吉市西倉吉町14番地２　岩室アパート、旧住所鳥取県倉吉市秋喜470番地26
債務者　佐々木則博
1　決定年月日時　平成26年８月22日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年10月21日まで
鳥取地方裁判所倉吉支部

平成２６年（フ）第５１５号
広島市佐伯区藤の木１丁目３番13号
債務者　柿根ゆかり
1　決定年月日時　平成26年８月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年10月21日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２６年（フ）第５６０号
広島県東広島市八本松西２丁目４番33―302号　パインビューマンション
債務者　田口　　香
1　決定年月日時　平成26年８月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年10月21日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２６年（フ）第５９２号
広島市安佐北区安佐町大字くすの木台39番地５
債務者　木下　和文
1　決定年月日時　平成26年８月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年10月21日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２６年（フ）第６１４号
広島市西区天満町４番14―604号
債務者　大山　勇輝
1　決定年月日時　平成26年８月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年10月21日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２６年（フ）第１０９１号
福岡県糸島市志摩稲留11番地１　サン　フォレスト101号
債務者　行村あゆみ（旧姓松尾）
1　決定年月日時　平成26年８月22日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年10月21日まで
福岡地方裁判所第４民事部